

災害発生時における被災状況の報告について

災害時には、施設被害の有無等について、災害時情報共有システム（以下のさいたま市HPに掲載）による報告が必要です。

さいたま市HP：災害発生時における被災状況の報告について（高齢者施設等）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p096259.html>

災害時情報共有システムとは

被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援に繋げるため、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を追加したもの。

